

仕様書

1 件名

令和8年度高松市立小・中学校モバイル Wi-Fi ルータ用通信回線提供業務

2 使用環境

- (1) 本市では、学習に利用できるインターネット環境が整備されていない児童・生徒の家庭に対して、本市が保有するモバイル Wi-Fi ルータを活用し、GIGA 端末が使用できるよう、モバイル Wi-Fi ルータ用の通信回線契約を結び、ルータの貸出を行っている。
- (2) 持ち帰り時の GIGA 端末の学習用途は学校によって異なるので、1 か月あたり通信量を推測することが困難である。
- (3) GIGA 端末では、YouTube など一部の動画投稿サイトは閲覧不可にしているが、NHK for School や学習者用デジタル教科書等動画コンテンツの閲覧は可能である。

3 概要

- (1) 使用するモバイル Wi-Fi ルータ

品名	Aterm MP02LN SA
型番	PA-MP02LN-SA
メーカー	NEC

- (2) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- (3) 回線提供期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- (4) 回線数

750 回線

4 仕様要件

SIM カードを調達し、以下に定める仕様を満たすセルラー回線（LTE/4G）による通信サービスを提供すること。

- (1) 毎月使用可能な最低限の通信容量（1 回線当たり）は、20GB とする。いわゆる通信容量シェアのように、月当たり使用可能な通信容量を同一契約回線間で共有できること。
- (2) 高松市全域（島しょ部を含む）で安定的に利用できること。
- (3) 本業務におけるデータ通信では、音声通話による通信は行わないものとする。
- (4) SIM カードの規格は、3(1)のルータで使用可能なものとする。

- (5) 毎月使用可能な通信容量を超過しても、通信を停止しないこと。
- (6) 納入する SIM カードには、回線を識別できる番号を附番し、当該 SIM カードに印字等すること。
- (7) 事務手数料や初期設定等、初月のみに係る費用（初期費用）が発生する場合は、初月の費用に含めること。
- (8) 紛失・盗難時のサービス中断及び再開の対応が可能であること。
- (9) SIM カードの納入は、3 月中に行うこと（土日祝不可）。
- (10) 既存 SIM カードの取外し及び新規 SIM カードの取付け作業は受注者が行う。
- (11) ルータ本体がなくても、各月分の回線ごとの使用したデータ通信量が把握できること（書面でも可）。
- (12) 契約後、通信状況が悪い地域で使用することが判明した場合、可能な範囲で改善に取り組むこと。
- (13) 解約時（一時解約を含む）の解約金が発生しないこと。
- (14) 回線提供期間終了時、撤去費用が発生しないこと。
- (15) 契約期間満了時の SIM カードの返却が不要であること。
- (16) 回線提供期間内のユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他国の施策等の影響による金額の改定については、受注者決定後、契約において定めるものとする。

5 納入要件

納入に要する経費は受注者で負担すること。

(1) 納入物

- ア SIM カード
- イ SIM カードの回線番号を一覧にした管理表：Microsoft Excel 形式
- ウ 紛失、盗難、故障時の対応フロー
※標準的に用意されているマニュアルで可

- エ サポート体制表：担当者氏名、連絡先等

(2) 納入場所

高松市末広町 5 番地 高松市総合教育センター

6 支払い条件

各月完了払（適法な請求があつた日から 30 日以内に支払い）

7 機密の保持

受注者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。本業務

で新たに作成された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、諸法令を遵守し、諸手続は受注者が責任を持って行うこと。
- (2) 本仕様書記載の要件を満たすために必要なアプリ等がある場合は、その使用料等も含めた金額を見積もること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、本市と協議した上でその指示に従うものとする。
- (4) 本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として受注者において処理すること。なお、手続きにおいて費用が発生した場合は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこと。明らかな契約不適合により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償すること。
- (6) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告するものとする。また、受注者は当該事故等について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。
- (7) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製又は貸与してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに発注者に引き渡さなければならない。

9 連絡先

高松市末広町 5 番地

高松市総合教育センター

電話番号 : 087-811-2161 FAX : 087-811-2170

E メール : ict-edu@city.takamatsu.lg.jp